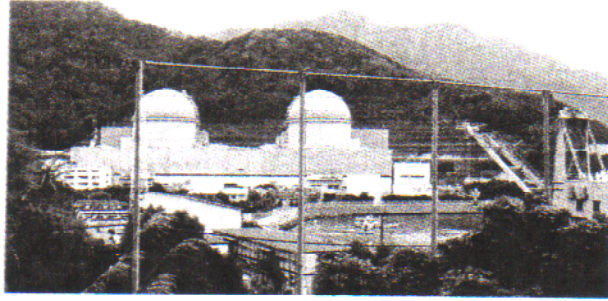


原発労働者を労災認定

悪性リンパ腫 発病の男性 福島従事者にも国は対応を

関西電力の原発で27年間、配管の点検などに従事し、悪性リンパ腫を発病し



関西電力高浜原発
福井県高浜町



た下請け労働者(62)が、このほど神戸西労働基準監督署で労災認定されました。申請から1年、認定を勝ち取った男性は「福島で作業している人たちにも、国は対応してほしい」と語っています。

(兵庫県・秋定則之) 神戸市北区に住む男性は、1983年から27年

間、関電の3次下請けの社員として高浜、大飯、美浜などの原発で、配管のバルブの点検、保守作業に携わってきました。「高い放射線量で、15分しか作業できないこともあった」といいます。放射線と被ばく線量はきちんと管理されていると信じていました。「会社や関西電力は私を守ってくれていると思っています。しかし、それは私の思いこみでした」

2011年7月、健康診断で悪性リンパ腫が見つかり、ただちに手術し、抗がん剤治療を受けました。入院中に定年退職となり、会社からは何の連絡もなしに健康保険を切られ、労災の説明もありませんでした。退職金は、医療費の支払いで無くなりました。

放射線管理手帳の記録によると、27年間に浴びた線量は168・41ミリシーベルト。妻が職業病を疑い、11年12月に労災申請のために訪れた兵庫労働局では、「5年間で200ミリシーベルトが基準。難しい」と門前払いされました。

12年2月、体調も生活も大変なときに、「北生活と健康を守る会」の朝倉宏氏と出会い、生活保護を申請。藤原精吾弁護士を紹介

され、12年12月に神戸西労働基準監督署に労災申請し、病気の業務起因性に関する医師の意見書も提出しました。

(3面111111)